

第3回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨

1. 日 時 平成29年8月31日（木）19：00～20：55
2. 場 所 国立市役所1階 東臨時事務室
3. 出席者（委員）
池田委員長、足羽副委員長、高橋委員、綿引委員、福間委員、今村委員、渡辺委員、
久保委員、沢辺委員、湯本委員
（事務局）
津田生涯学習課長、青木社会教育・文化財担当主査
4. 傍聴者 0名
5. 議 事（1）開 会
（2）文化芸術振興基本法の改正点について
（2）（仮称）国立市文化芸術振興条例案の項目について
（3）（仮称）国立市文化芸術振興条例案の内容について
（4）閉 会
6. 配布資料
 - ・第2回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨
 - ・資料3-1 文化芸術振興基本法の主な改正点について
 - ・資料3-2 条例案の項目に対する各委員の主な意見
 - ・資料3-3 条例案の項目について（事前課題 回答）
 - ・資料3-4 条例案の内容に対する各委員の主な意見
 - ・資料3-5 今後のスケジュール
 - ・参考資料：①文化芸術振興基本法 新旧対照表
7. 内 容
 - （1）開会
 - 事務局より配布資料について、確認、説明があった。
 - 「第2回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨」について、委員の確認を行い、了承された。
 - 第2回委員会時に委員より質問があった「国分寺市文化芸術振興条例」に関する報告が行われた。
 - （2）文化芸術振興基本法の改正点について

■事務局より資料3-1に基づき、以下のとおり説明があった。

【事務局】

◇題名について、「文化芸術振興基本法」が、「文化芸術基本法」に変わり、「振興」という言葉が削除されている。よって国立市の条例においても「振興」という言葉は削除する。

◇年齢、障害の有無、また経済的な状況という言葉にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、文化芸術に関する教育の推進、各関連分野における施策等の有機的な連携等の言葉が新たに加わったことから同様に国立市の条例に盛り込んでいく。

◇文化芸術推進基本計画の策定について明記する。

◇文化芸術推進会議等の設置について明記する。

◇計画、会議の名称については仮称で明記している。

■異議無く了承された。

(3) (仮称) 国立市文化芸術振興条例案の項目について

■事務局より資料3-3に基づき、下記のとおり説明があった。

【事務局】

◇事前課題として提出いただいたものを取りまとめ、カテゴライズしたものが資料3-3である。

◇論点4つについて、事前課題を元に議論を行っていただきたい。

■説明後、条例案の「名称」について委員より以下のとおり質疑・意見等があった。

【高橋委員】

◇名称に関しては、法律に合わせて「振興」という言葉ないほうが良いと考えた。また、全体のイメージとしてちょっと柔らかいイメージがあるのかなということで、「国立市文化と芸術のための条例」を選択した。

◇一方、文化と芸術のためのという言い方だと、「のため」が文化と芸術に対しての条例ということになってしまう気もする。本来であれば、幅広い分野と考えると、文化と芸術の〇〇という言葉が入ってくるべきではないか。

◇「等」というようなものを入れて、振興だけではないと示すのも1つの手と考える。

◇法律をベースに考えれば、「国立市文化芸術基本条例」が一番ふさわしいとも思う。

◇インターネットで調べると、やはり、ほとんどが文化芸術振興条例という名称である。少し変化が加えられているのが、香川県の「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」、静岡市の「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」、明石市の「明石市文化芸術創生条例」などがある。

◇現状、条例の中身が決まっていない中で、名称を決めるのは難しいところがあるかもしれない。本日中に条例を決め込むのではなく、今回出されている幾つかのパターンについて議論していけばよいと考える。

【池田委員長】

◇本日中に完全に決め込まなくても良いので、各々議論していきたい。

【今村委員】

◇私は「国立市文化芸術基本条例」を提案した。多くの自治体が今まで振興条例という名称をつけていたのは、文化芸術振興基本法という国の法律に基づいて条例を制定しているから

であり、今回の法律改正で振興がなくなったことで、国が新たな気持ちで文化芸術に取り組む基本的なスタンスを示すという意味合いがあると考えた。

◇国立市は法律が改正され、おそらく第1号として条例を制定する市となることから、「基本」という言葉を入れても良いのではないかと考えた。ただし、「基本」という言葉を計画のほうに入れるのであれば、「文化芸術条例」という最もシンプルな形でも構わないと考える。

◇大事なことは、目を引くような条例の名称より、条例の中でしっかりと自分たちはどういうまちづくりをしていく、どういうふうに文化芸術に取り組んでいくということをうたうことのほうが大事だと考える。

【渡辺委員】

◇私は、「国立市文化と芸術のための条例」を提案したが、今村委員の意見を聞いて、中身がやはり重要と思い「国立市文化芸術基本条例」または「国立市文化芸術条例」というスタンダードな形を推薦する。

◇「国立市文化芸術都市推進条例」については、文教都市とか学園都市を打ち出していくといった話がこれまでにあったので、そういったところを入れてもいいとも考える。ちなみに「都市」というのは京都市が使っており、国立市と規模が違うというところはあるが、文化芸術を産業や暮らしといったあらゆるものの中心にして、観光資源にしているというところは、見習うべきところである。

【福間委員】

◇法律の名前につけ方にあまり意味がある気はしていない。文化芸術を振興しないわけがないんだし、これだって基本条例に対して基本じゃないような条例をやるわけではないので、ある意味で余計な言葉だなという気もするし、あまり国の法律がこうだからということで動かないほうが良いと考える。

◇文化と芸術はやはり分けて考える必要がある場合がある。ただし、あまりにこだわってしまうと、世の中が文化芸術でやってきているのに、何かいちいちそれを文化と芸術だと言うのもしんどいと思うが、一方で、先ほどの国分寺の例を考えても、やっぱり文化芸術というのはおかしいからそういう名称になっているのではないかとも思う。

◇芸術文化はあっても文化芸術はないといった理由で文化振興条例としているのであれば、そこに習うべきだし、文化と芸術が時々やはりこの言葉でも物事を捉えられないということを経験したうえで名称であればすればそれはそれでいいと思う。

◇条例が表に出て行ったときに、「我々がつくった際にはこのように考えてつくった。」ということが先の世代まで伝えられない懸念があれば、やはり「文化と芸術」というのにこだわりたいなという気持ちはある。

◇個人的には、国立市文化と芸術のための条例では、「国立市」と「文化と芸術」がくっついており、日本語の感触からいうと、あまりいい感じではない。その後、「と」や「の」や「ための」を置いているのが日本語として丁寧なのに、ここだけ雑にくっついているような感じはあるのかもしれない。

◇「文化と芸術のための条例」は渡辺委員に言っていたような、柔らかさと優しさが出せるし、ある意味で独自性を出せるが、それよりも内容だろうと言われれば、それもそのとおり思う。よって、「文化と芸術のための条例」を通しにくいということであれば、「文化

芸術条例」という足羽副委員長の案が良いと考える。

◇都市推進については、名前で限定するより内容に盛り込んでいくべきである。

【綿引委員】

◇私は「国立市文化と芸術のための条例」を選んだのは、柔らかさ、受け入れやすさもあるうえ、市民を巻き込んで文化と芸術を盛り上げていくという印象が言葉の中にあり、目的のように感じられたからである。

◇「国立市文化芸術条例」では、どこに目的があるのかよくわからないなという印象を受けたうえ、漢字で熟語が並んでいくとすごく無味乾燥な感じもしてしまった。

◇また、芸術と文化がカテゴリーとして異なっているというところを表現したく「・」ないし「と」を入れたい。人が生きていけばその中に文化は育まれるし、前回の委員会で書き初めの話聞いたときに、国立らしさってこういうところにあるんだというのがむしろ文化のかなという感じがしたので、あれが芸術かと言われると、仮に芸術ではないという範ちゅうになってしまった場合のことも考え、文化と芸術を分けておきたいと考えた。

【足羽副委員長】

◇文化と芸術を分けるべきだという意見がある一方、分けなくてもいいのではないかという意見もあるし、文化と芸術は連続しているという意見もある。

◇芸術を広くとれば、人間の営み全ての文化活動、価値生成に関する1つの活動として芸術を考えていこうという様々な意見があるので、私としては、それがおもしろいところだと思っている。よって、敢えてわからなくするというのも1つの手ではないか。

◇おそらく国の法律もこれまでの我々が行ってきた議論積み重ね、全部含み込んだ形で、文化芸術条例というシンプルな形にまとめたのではないか。

◇内容として入れ込むことはたくさんあるため、私のほうで示したのものの中には、こういう芸術があると、こういう文化があるということを幾つか書いて、前文なり基本理念の中に入れるというのを例示として提示させていただいた。そこで、いろいろな意見とかいろいろな見方を持って、福間委員のおっしゃるとおり、文化と芸術は、ベクトルは違うかもしれない。でも、例えば、芸術家を養成して芸術を求めるというのも1つ国立の文化になっていくのではないか。国立市が一丸となって、芸術を愛し、愛でて、それに啓発されていくというのも国立自身の文化であるということまで入れ込んで、国立市文化芸術条例とした。

◇どちらがいいとはなかなか言いにくいですが、思いは同じではないかと感じている。ただ、文化と芸術は違うというふうに最初から2つの言葉でタイトルに入ってしまうと、何か連続性の部分とか芸術を愛するという、芸術を尊敬していくような文化というのが薄れてしまうことが少し懸念される。

◇もう少し議論の内容が深まったところで、もう1度戻って考えても良いのではないか。

■条例案の「前文」について委員より以下のとおり質疑・意見等があった。

【久保委員】

◇私は前文には一定分量が必要であると考え。これは、国立らしさを親しみやすい文章でうたうという理由で選んでいるが、私は学校関係者の代表として、小学校、中学生、高校生にこの条例が生きたものになるようにしたいと考えている。

◇子どもたちにとって、教科学習を学ぶ要件が2つあり、1つが日常とのつながりで、学ぶ

ものが、目の前にあるものが自分の生活と関係あるということであり、もう1つが、新しい発見、憧れ、喜びであり、この条例によってそれらを楽しんでもらいたい。子どもたちに日常の生活と自分たちが今、住んでいる地理的な部分とを盛り込める前文には重要性があると考える。

【沢辺委員】

◇前文、基本理念、目的など、言葉のとり方、言葉が何を意味しているのか、委員それぞれの捉え方があるので、多分目指している方向は一緒だと思うが、ここにおける目的をどういう言葉で使うか、ここにおける前文、基本方針、基本理念はどのような位置で使おうかというところが、多分そこが委員それぞれの中にあるので、どうまとめていくかが難しい。

◇私としては「前文」は、資料やホームページなりを見ると最初にでてくる言葉なので、そういった言葉で国立らしさ、文教都市、谷保の歴史、平和など、国立らしい言葉を久保委員がおっしゃったように、次の世代につながるような優しい言葉で伝わらいいのではないかと考えた。

◇基本理念は不要と申したのは、これはあくまでも理念的な要素をきっちり前文に書くという意味である。

【福間委員】

◇私は2つぐらいにまとめてしまっても良いと考える。特に前文か基本理念かでは、日本国憲法の前文のようにそれだけでみんなに知られていくようなものを1つしっかりつくればよい。

◇それが前文でなくてはいけないという理由もないという気もしているが、基本理念と基本方針はそれが同居しなくてもいいと考える。基本という言葉は、どちらか大事なところで使えばいいのではないかと感じる。感覚的な話になるが、基本、基本で来ないほうがいいかなという感じがして、基本理念を設けるのであれば、基本方針はなくても良いと考える。結局のところ、個人的には基本がなくても前文と目的で済めばそれで良いと考えている。

【渡辺委員】

◇日本国憲法の前文を昔読んだとき、胸が熱くなる、涙の出るような感動を覚えた。私は東京都の環境に関する委員を務めており、そのときの条例の前文が引き込まれるような内容だとそこから先に進むということがままあったので、前文というのが私にとってはすごく大事な部分という意識がある。

【足羽副委員長】

◇項目として前文、基本理念、目的、基本方針の4つがそれぞれどういう意味なのか、それぞれ違って、私は目的は具体的な目的だと思っていたが、理念的な目的と捉えている方もいた。

◇全体でどの言葉でどのカテゴリに入れるかというのは、現時点でそれぞれ異なっているので、全体を通して短く簡潔に、前文をうたい、それでは全て言い切れないと思うので、もう少し理想的な理念的なところを3つ、4つぐらいのセンテンスで記述し、それを第2カテゴリとする。そのうえで、第3カテゴリでより具体的なものを方針か目的かで述べていく。この3段階をどの言葉で表現するかということ合意が出来ればよいのではないかと考える。

◇前文にこれまで議論してきたことすべてを盛り込むことは難しいと考える。前文は非常に崇高でぐっとくるものとし、理念で少し幾つかの項目でかみ砕いて、その下で目的と方針のような形で、具体的に示していく3段階構成でどうか。

◇事務局では条例をたくさんまとめていると思うが、大体これくらいの階層となっているのか。

【事務局】

◇条例によってまちまちなところはある。

◇4回目の検討委員会では条例案の中身を入れ込んだものをお示ししたいと考えている。

◇本日の議論では事務局が、今後、まとめていく上でのヒントとなるような、例えば基本理念ではこういうところは載せていきたい、目的、基本方針、それぞれどちらかに統合するかについて、事前課題で出してもらっているが、それはこう考えたからであるといったような議論を行っていただければと考える。

【渡辺委員】

◇あまり小分けにしてしまうとかえって難しくなってしまうと思い、2つぐらいに分ければいいと考えた。

◇前文と基本理念については、やはり理念という言葉は前文の中に盛り込んでいきたい。目的と基本方針については、私としては具体的な感覚があったため、そこをまとめられればと考えた。

【福間委員】

◇要するに前文と基本理念というのは違って出さなくてはならないと考えている人がいるのと、前文は結局基本理念なのではないかと考えている人がいるというところで意見が分かれるように思う。

◇前文と基本理念は違うべきだと考えている方は、それはどういうふうに違うと考えているのか。

【今村委員】

◇私は、前文と基本理念が違うというスタンスで私は考えている。前文はとにかく国立らしさみたいなものの中でどういうふうに条例をつくっていく、国立にとってこの条例はどういうものかというのを国立にしかないことというのを列挙しながら述べていき、みんなでこの条例を価値のあるものにしてこうというような一種の呼びかけのようなものと捉えている。◇それに対し、基本理念は1条、2条から始まる条例本文に入るため、やはり項目立てにして、これは国の基本法と様々な条例を見ながら、国立に合うものは何かと考え、基本理念に必要と思われる項目を基本方針でもっと具体的にするという形を提案した。

◇実際にはこういう基本的な考え方で振興政策をしていくということを理念のところであらうたい、足羽副委員長がおっしゃったようにもっと具体的なところを方針にうたっていく。前文の後に条例として第1条のところに基本理念が来て、その後に方針のようなものがあるのが一番すっきりするのではないかなと思っている。

【事務局】

◇事務局として委員各位がどの項目にどのぐらいの分量、思いを付けたいかを教えていただきたい。ボリューム感、レベル感を概ね2つぐらいの方針にさせていただけるようご議論願

たい。

【足羽副委員長】

◇私は前文は非常に大事だと考えている。ただし、用字的なところで、前文を長くしてしまうと前置きの多いスピーチのように感じてしまう。ゆえに、前文で志の高いところを誇らしげにうたい、大事なところは理念として表現する。理念は前文に比量的に多くして、少しわかりやすくかみ砕いて、シンプルな日本語で表現したい。

◇基本という言葉なくてもよい。

【池田委員長】

◇確かに理念に関しては「基本」は不要ではないか。

【福間委員】

◇基本理念とか基本方針という言葉自体は、一応は存在するが、使わなくて済むならばそれでいいと個人的には考える。

◇現状、前文が長くなりすぎてはいけないというのは、委員それぞれ思っているわけで、理念的なものを、前文も基本理念もあるいは目的の中にも理念的なものが入るだろうということであれば、理念的なものは理念的なものとして考えて、それが前文1つで収まってしまえばよいが、それでは前文が長くなってしまったら、基本理念と目的を置くことにすればよい。

◇目的については明確な概念と思いきや曖昧なところもあって、改めて考えると、理念的なものが入ることもあるようだから、理念的なものを除いた目的と方針を1つにまとめて考えてはどうか。つまり、理念的なものど具体的なもので、それがうまく前文に収まれば私は前文だけでいいと思うが、理念的なものを1つ、具体的なものを1つの計2項目でいければ良いと考える。

◇ただ、上記のように2つに簡単に割れるかという意見もあることから、前文は前置きみたいな呼びかけだけにして、理念を述べて方針を述べるという方法もとれると思うし、委員間での意見について、大きな隔たりはないと考えている。

【渡辺委員】

◇前文っていう衣を着せるか、理念という衣を着せるかの話であり、2つに分けるのが一番わかりやすいと思う。

【今村委員】

◇前文が長いと結局条例の頭でっかちになってしまう印象を受ける。全体のバランスとしてやはり、前文があつたらきちんと条例の項目があるのべきであり、前文はすごく立派なのに条例が全然ないようになっては良くない。

【渡辺委員】

◇前文というのは導入部分であり、前文でその先に気持ちが行くような前文をつくれれば、そこに全てを盛り込む必要はない。前文の中に国立らしさと本当の理念の入ったものであればボリュームにはこだわらない。

【福間委員】

◇理念も目的も考えてみれば前文になくてもならないし、あいさつ程度のことを盛り込むのであれば、無理につくる必要もない。前文が何かその後の要旨というかそういうものになる

とすると、基本理念と目的を別に設けなくても良いと考える。

【湯本委員】

◇目的については、すべての自治体が意味合いとしては条例をつくる目的である。条例を何のためにつくるのかというだけなので、そこまで議論の余地はないのではないかと。

◇実際にもう具体的な内容を事務局でつくっていただき、それでどうしてもこれは分けるべきだとなったら、例えば新たに基本理念を設けるとか、基本方針に入れ込むといった議論をしていければよい。

◇他市の条例を見ても入っている項目、いない項目はバラバラであることから、どう作っても良いと考える。

【事務局】

◇ご意見のとおり内容を入れ込んで事務局案としてまとめ、おおむね2案ぐらいを提示させていただき、第4回目でご議論をいただければと思う。

◇場合によっては、今回のような事前課題をお願いすることになると思うがご協力いただきたい。

【高橋委員】

◇以前、事務局からもらった資料によると、目的については全ての市で定めている。おそらくこれは条例のつくりが関係しており、一般的な条例のつくりは大体、第1条は目的となっている。ゆえに、条例のつくりにあわせてつくっているから、多分どこの市も目的が入ってきていると思う。目的としては湯本委員がおっしゃっていたようななぜこの条例をつくったのかというところを入れていけばいいのではないかと。

【足羽副委員長】

◇委員それぞれ言葉の具体的な印象が違っているように思うが、概ね3段階かあるいは2段階ということまでまとまっている。むしろ、福間委員がおっしゃったように、理念的なことをうたうところと、具体的にどんなことを実際にやりたいかという2つでまとめればよい。

【福間委員】

◇目的という言葉の捉え方が少しずれていたのかもしれない。基本方針と目的を合わせて、具体的なことを言う場所にするのかと思っていたが、目的はルーチン的に出されるものだけでしかないのか。

【事務局】

◇他市では基本的に、条例をつくる目的となっている場合が大半である

【福間委員】

◇目的については、設けるか設けないかという議論で足りるのであれば、後は前文と基本理念と基本方針を3つとして出すか2つにまとめるかが残りの議論となる。

【池田委員長】

◇目的については、多くの場合、高橋委員が言われたように、この条例に対しての目的であって、この条例によつての目的じゃないとすれば、今、福間委員が言われたとおり、設けるか否かについて事務局で整理してもらい、今後、検討する方向でどうか。

【沢辺委員】

◇法律的なルーチンであるのならば、それで結構である。

【福間委員】

◇目的が機械的に出てくるものでそれを置くか置かないかだけだとすれば、委員の意見はほとんど近づいていて、理念的なものと具体的なものを考えれば良い。

■条例案の「市民の役割」について事務局より以下のとおり補足説明があった。

【事務局】

◇市民の役割については、項目として独立させるか、させないかを議論いただきたい。

◇市民の役割という項目については、現状、多摩26市で条例を制定している6市すべてで使用されている。

◇東京都の特別区でも10区程度条例を制定しているが、こちらもほとんどが市民の役割という項目を設けている。一方、2～3区はあえて言及せず、要所に市民の立ち位置、担い手といった形で表現している。

■説明後、委員より以下のとおり質疑・意見等があった。

【綿引委員】

◇私は、まず、役割という言葉が非常に刺激的な意味が含まれており、嫌なので変えてほしいという意見を出させていただいた。

◇それに加え、規定を整備した経験から言わせていただくと、例えば何かをするためのルールをつくるときに、誰がいて、誰がどういう役割を果たしていくかによって、それが成り立つということが明確に出ていないと、出ていないから自分はやらなくていいという発想の人が必ず出てくる。

◇ゆえに、そうではなくオール国立でこの条例をつくっていくのであれば、その中に市民がいるのは当然なので、市民という立場を明確に、例えばそれは受益的なものでもかまわないが、きちんと項目としてうたっておくべきと考えている。

【久保委員】

◇綿引委員の意見に同感である。役割という言葉は義務感が出て苦しく感じる。そうせねばならないと受け取られかねない文言を法文の言葉の怖さを分かったうえで、しっかり選んだ言葉用いなければならない。

◇市民として、また子どもたちがすばらしい芸術を鑑賞したり、自分でつくったりする権利があるということを明確に伝えられるような意味であつたらいいと思い、項目として独立させるべきと考えている。

【今村委員】

◇市民の権利という意味合いでいえば、それは基本理念に入れていくべきではないか。最も大切なことの1つとして、文化芸術を享受できたり、自分が自由に発信したりすることができるというのは最も上位のほうに来る大切な事柄だと考えるからこそ、基本理念のほうに入れていくべきと思い、敢えて独立させなくても良いと考えている。

◇文化芸術基本法においては、国の責務、地方公共団体の責務、国民の関心及び理解、文化芸術財団の役割、関係者双方の連携及び協働と分かれた形で記述がある。市民の役割的なものは第5条の国民の関心及び理解に該当すると思うが、これを基本理念のほうに入れ込むのであれば、役割として必要なものは市の役割とか団体の役割とか、そういうことにとどめて書くことはできるのではないかなど考える。

【福間委員】

◇今村委員と同様に考え、項目として独立させる必要はないと考えていたが、理想的なもの
があまり重くなっていくのもあまりよくないとも考える。綿引委員や久保委員が言うように、
やはりきちんと文化の主人公は市民であることを、明確にうたってもみても良いと考える。
◇法律は国民が享受できるように政府が努力するみたいな内容だと思うが、そのニュアンス
とちょっと認識が違うというか、やはり市民が文化の主人公であるというのを条例では表明
したい。綿引委員、久保委員、沢辺委員側の言葉でいうと、要するに主人公で参加してつく
っていくということが、うまく理念の部分で消化できればそれでいいし、そうでなければや
っぱりここは1項目置いておく必要があるのではないかと。

【足羽副委員長】

◇私はこの委員をさせていただいているときにいつも頭にあるのが、芸術を嫌いな人たちの
ことである。そのような人たち一緒に条例を読んで、無理強いさせられている感じはしない
ほうが良いのではないかと。

◇文化は楽しいのものあるゆえに、市民として文化芸術を愛せばならぬみたいになるのは良
くない。権利は最初のところでうたうのはよく、権利を放棄する人もいるわけだから、人の
権利は邪魔しないというか、文化芸術条例の場合、明確にすることはいいことであるのは間
違いないが、自由な空気を流しておいたほうが良いのではないかと考える。

【綿引委員】

◇プレーヤー、オーディエンスなど様々な立場があるが、必ず存在するのが市民である。ゆ
えに少し備忘項目のようなところはあるが、逆に言うと主役であるというところのポイント
を、必ずこの条例のどこかにうたっておかないと、何か条例をつくっても市のための条例み
たいになってしまうのではという懸念があり、そうなってしまった場合、それが一番よくな
いと思うので、あえて置く必要があると考える。方法は様々あると思うが、とにかくどこか
に必ずうたっておくということを忘れなければ良い。

【綿引委員】

◇芸術も文化も市のみが行っているわけではない。そこにいる人たちがいて成り立つわけ
であるから、絶対それをどこかに明確に、そういうものだとうたっておかないと、何かすごく
形式ばったものになってしまうのではないかと。

【足羽副委員長】

◇おっしゃるとおりである。だからこそ理念的なところでうまく入れておき、それでそこ
でも足りなくて、もう少し具体的に落とし込んでいくような場所をどこかで見つけて、項目で
立てるなり、あるいは言葉で明確に述べるというのがあれば良いのではないかと。

【綿引委員】

◇おっしゃるとおりであるが、それを忘れないようにあえて項目として置くべきである。

【渡辺委員】

◇最初に名称の議論があったが、私個人としては、ぱっとどれも見ても市民に訴えているも
のと判断していた。だが、今までの意見を聞くと、国立市のもの、市民ではなく市のもの
という考え方があるのかと逆に思ってしまった。ゆえに、「ための」等をつけることによって、
本当に市民全員に訴えかけているようなものになるのではないかと。

【綿引委員】

◇ルールは、知らない間にいろいろなものが決まっっていて、こういうものだと後から言われても知らないことが多いが、さらにそれがどのような条文になっていてとなると、さらに知る由がなくなる。これは、どこか市民というのは置き去りにされていて、やはりこういうものは行政がつくるものという感覚があるので、それではいけないと考えている。

【湯本委員】

◇文化芸術と言ったり、文化と芸術について、その意味するところはそんなにはっきりさせなくても良いという考えもあるが、足羽副委員長がおっしゃっていたとおり、芸術や文化に興味がない、もっと言えば嫌いな人がいるなど、文化や芸術に対する意識はそれぞれ異なっている。

◇文化と芸術にはどのような意味があるのか改めて辞典を引いてみたところ、自分が思っていた意味合いとは少し異なっていた。条例になるか計画になるかは分からないが、どこかで文化とは何か、芸術とは何かというものを共通認識できるようなことが必要なのではないか。

【今村委員】

◇共通認識のようなものを我々がここですり合わせて持とうと考えても、そもそも委員それぞれが全然違うところから違う理由によって集まってきており、そもそもその人となりが全く異なっている。

◇ここで共通認識のようなものをまた考えてしまうと、それがかえって文化や芸術の多様性を狭めてしまう危険性が大きいのではないかと。むしろ、多様で開かれているもので、新しい切り口がもっと未来に生まれてくるようなものを志向したほうが良い。共通認識は結局のところはそれぞれ人の言葉の使い方、受け取り方も違うことから、最終的には共通にならないのではないかと考える。

【池田委員長】

◇1つのものから新しいものが発生していくというか、時代を開いていくきっかけになるので、定義づけて固定したものにならないほうがよいのではないかと。

【足羽副委員長】

◇国立市の芸術文化をいつも考え、ディスカッションしながら実践していけるような人を育て、環境を準備することが国立の芸術の基本となると考える。芸術も文化も自由であることが肝要であり、様々な形があることが、本当におもしろいことだと思う。そこで、文化と芸術のベクトルが2つあるというのは間違いないことだと思うが、そこをすり合わせていくところに活性化というのが出てくる。

【湯本委員】

◇私の意図としては、私自身、芸術文化というものをもっと狭く捉えていた。ところが、もっと広いものであることに気づいた。さきほど、正月のときに子どもの書き初めが張ってあるのは、芸術かどうかという話が出たが、やはりあれはやっぱり芸術だと言うべきじゃないかと思った。つまり、私も含めて一般的には芸術文化というものを狭く捉えているのではないかと。だからこれまでの議論を踏まえ、文化芸術は本当はもっと広いものなのではないかと。をどこかでうたってはどうかと考えた。

【福間委員】

◇湯本委員の意見もそうだが、やはり文化芸術がくっついていることが、文化芸術基本法がどのぐらい定義性を含んでいるかといってもはっきりしない。無理にこれは芸術かどうかと考へなくても済む領域を、でも大事にしなくてはならないものがたくさんあるというふうに、文化ということでつかんでいきたいという気がしている。

◇やはり、芸術については狭い考へ方、広い考へ方、様々あると思うし、それこそつくり手の側からいへばそんなものは芸術として認められないといった言い方をして、自分の芸術を支えている人もいるだろうから、でもそれを芸術かどうかじゃなくて、あるいは狭い文化芸術に対する考へ方じゃなくて、もっと広く考へていいという場所を文化としてしっかりつかんだほうが良いと考へる。

◇文化芸術振興基本法という法律が制定されて、それに基づいて条例ができたり、あるいは日本の中でもいろいろなところで文化芸術という言葉が使われていて、すごく曖昧なところから出発しているが、我々の中で、はっきり明快にできることは明快にできたらそれはそれでいいことではないか。定義するとかということではなく、無理にそこは考へなくてもいいということをはっきりさせるだけでもいいと思う。

【今村委員】

◇名称は「文化芸術」とし、本文中では「文化と芸術」としても良いのではないかと。

◇例えば、文科省からの文章を見ると、すべて「研究教育」となっている。研究と教育は全く異なるものであるが、1つの文言として枕言葉のように研究教育つながって用いられており、それは違うといった議論になる。

◇ただ、様々なことを包括的に含むという意味で、文科省がいろいろな文言をある程度共通に使うときには、どちらかという玉虫色にとれるようにという意味合いのほうが強いのではないかなと考へており、我々が立場をきちんとはっきりさせるというのであれば、基本理念など本文の中で、そういうことについて触れても良いのではないかと。

◇初めのうちは、文化と芸術は全然違うなというスタンスから考へ始めたが、議論を聞いたり自分で調べたりする中で、こだわりは自分自身なくなってきた。

(4) (仮称) 国立市文化芸術振興条例案の内容について

■事務局より資料3-4に基づき、下記のとおり説明があった。

【事務局】

◇これまで議論に加え、事前課題としてご意見があったものを追加したものが資料3-4である。
◇本日いただいた意見を加えた形で、今後事務局で整理をし、内容を条文化、素案化していきたいと考へている。

【沢辺委員】

◇特に私が思ったのは、高齢とか人とのつながりというところにおいて、国立というところを多摩エリアの中、東京の中、日本の中で、文化芸術によって特色立てていく、尖らせていくことも必要なのではないかと考へている。

◇一橋大学をはじめ、教育機関がたくさんあることから、そこと連携した形として、もう少しグローバルな視野も入れておきたい。新しい国の文化芸術基本法にも国際交流といったところが文言化されたことも鑑み、これまでの議論ではそういったところがそこまで出てこなかった

かなと思ったため、国際性というところを内容に盛り込むことを強調しておきたい。

■事務局より次回の日程等について資料3-5に基づき以下のとおり説明があった。

【事務局】

◇第4回の開催日時10月5日木曜日の19時からを予定している。

◇第4回で出された意見を元にパブリックコメントを実施する予定である。

◇平成29年第4回定例会に、現在の策定状況とパブリックコメントの結果を市議会の常任委員会、総務文教委員会に報告する予定である。

◇最終回である第5回は平成30年1月の中旬ごろ開催予定である。